

『親鸞伝絵』箱根霊告段に関する諸説の一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2020-07-10 キーワード (Ja): キーワード (En): Hakone Divine message, Shinran biography, Seikaku, Buddha as a manifestation of the prime noumenon, Ashigara 作成者: 西島, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1248

A Consideration of the Hakone Divine Message in Shinran Biography

NISHIJIMA Tatsuya

Key words

Hakone Divine message / Shinran biography / Seikaku / Buddha as a manifestation of the prime noumenon / Ashigara

Summary

Shinran 親鸞 passed through Hakone 箱根 on the way to Kyōto from Kantō. The only historical material that describes this are the step of the Hakone Divine message 箱根靈告 of the Shinran biography 『親鸞伝絵』, which state that according to an oracle, a Shintō priest 神職 invited Shinran and welcomed him to the Hakone Jinja Shrine 箱根神社. Many articles comment on the reliability of this description. I critically consider the following five articles in this report:

First, the articles from Masaharu Imai 今井雅晴, Hisao Maeda 前田壽雄, and Reizō Hiramatsu 平松令三 state that Shinran went to Hakone as a result of the actions of Seikaku 聖覚, a senior disciple of Shinran, who is said to have managed the feudal tenure of the Hakone Jinja Shrine. However, this managerial position might have been already changed. Therefore, it is my view that there is no basis for this position.

Second, Masayuki Mitsumoto 三本昌之 states that Kakunyo 覚如 wrote the step of the Hakone Divine message because “Shinran came to Hakone as the true form of the enshrined deity 本地 at the Hakone Jinja Shrine was the Seishi Bodhisattva 勢至菩薩 (Mahāsthāmaprāpta); an attendant image of Amitābha.” However, Mitsumoto’s opinion is also problematic because the same God was enshrined within the Mount Fuji Sengen Shrine 富士山浅間神社 on the Ashigara Way 足柄路. After further investigation, the Seishi Bodhisattva was not enshrined within the Hakone Jinja Shrine.

Third, Yorisuke Numata 沼田頼輔 states that the Shinto priest that invited Shinran was Kakumyō 覚明, Shinran's pupil. According to his remark, the Hakone path is the fate of Shinran and Kakumyō being master and pupil, which I disregard.

Using examples from these five articles, I present some doubts regarding the account of Shinran's visit to the Hakone Jinja Shrine of Shinran.

『親鸞伝絵』箱根霊告段に関する諸説の一考察

西 島 達 也

『親鸞伝絵』箱根靈告段に関する諸説の一考察

西島達也

〈キーワード〉箱根靈告／親鸞伝絵／聖覚／本地垂迹／足柄

はじめに

親鸞は関東から京都にむけて帰洛する途中箱根路を通過している。それを記述した唯一の史料が『親鸞伝絵』の「箱根靈告」の段である。本論文では親鸞の箱根路通過などの事実との関連で、「箱根靈告」の段の記述がどの程度現実味を帯びたものであるかを検討する。そのため、同段を扱った諸論文のうち特色のあるいくつかの論文を対象にして、それぞれの著者の論点を確認・評価しつつ、同段の記述の現実味を考察していく。その中でとりわけ、避けて通れなくかつ未詳とされる項目を含む「聖覚による箱根誘導説」を中心に私見を述べていく。ただし、この場合の「誘導」とは聖覚の親鸞に対する直接・間接の影響力の行使によって箱根路を選択せしめた事実を意味する。

以上の論文に共通する論理は親鸞と親しい聖覚が箱根管領を務めていた関係で、親鸞が箱根社を訪問するに到ったということである。したがって、親鸞は帰洛する道として、箱根路を聖覚の誘導（何らかの影響）によって選択したことになる。史料上の根拠・材料は「箱根靈告」の段と『門葉記』の「聖覚箱根領掌」であるが、親鸞の帰洛路を特定する史料は現在これしかないと思う。上の三氏はこれらの史料を一応肯定した上で論を進めている。史実との整合性も考えられるので、以下点検してみる。

(1) 箱根靈告段の背景

覚如が『親鸞伝絵』に「箱根靈告」の段を入れた背景には一面の史実以外に、教団と叡山との関係があると
思う。親鸞は生涯弾圧され、最後には弟尋有の「善法坊」（天台宗）で覚信尼が看取る中寂しく他界した。覚
如の頃の本願寺は一説によると「青蓮院の末寺的な立場。」⁵であり、また、「青蓮院の候人（門跡に奉仕・従属
する妻帯僧形の侍者）」⁶であったともいわれる。すなわち、叡山に隸属して命脈を保ちつつ、教団の再生を期
していたのだと思う。そのため覚如は宗祖の事績を教団内外に発信すると同時に、天台と協調しているところ
も示す必要があった。このことが「親鸞の箱根権現訪問」としてでてきたのである。しかし、親鸞の時は弾
圧の渦中にあつたのであり、天台の牙城ともいへば箱根社を訪問するなど、とてもありえることではなかつ
たはずである。ともあれ、上記三氏の論文中に「史実の可能性が極めて高いと考えられるようになった。」⁷と
あるように、親鸞の箱根社訪問説の根拠に聖覚の箱根管領という史実が意識されているのであろう。次に、聖
覚の箱根管領についてみていく。

(2) 聖覚の箱根管領

『門葉記』に次のようにある。

一、桜下門跡莊園等 甘露寺在松崎 穴太園在東坂本 伊豆山箱根山 大学寺伊勢国 国友庄近江国 安養寺丹波国 件庄蘭伝領之輩為尪弱之間。毎処違乱。爰権少僧都聖覚領掌之後。為小僧房領。仍経院奏達執政多以令落居了。然而国友庄為其本而未被返付之間。円仏写経用途所令不足也。所領雖似有。員地利誠有若亡。彼沙汰切畢之後可令一定歟。件領等可令聖覚僧都門跡永領掌也(中略) 建永元年 月 日 知寺前大僧正。⁸⁾

右の漢文を今井雅晴氏は次のように和(意)訳し、解説している。

「これらの『桜下門跡領』莊園群の支配を受け継いできた者は、管理能力に欠けているので、どこ所でも他人に運営の邪魔をされ、規定どおりの年貢が入ってきていませんでした。このたび聖覚権少僧都がそれらの莊園群の支配権を得た後、私慈円に寄進されました。そこで後鳥羽上皇に事情を申し上げてその許可を得、朝廷の役所の担当者に指示し、問題はだいたい解決しました。しかし、国友莊の年貢はまだまったく戻ってきていませんので、円仏が主催して行なっている写経の費用が足りない状態です。これでは莊園群を領地としているといっても、年貢が得られるという利益はほんとうに有名無実です。国友莊の問題が解決したら、桜下門跡領全体が落ち着いたといえるのではないのでしょうか。これらの莊園群は、聖覚僧都が桜下門跡領としてずっと支配していくべきものであります。」

「桜下「門跡」と称するからには、桜下門跡はいずれかの寺院の名称または別称であることも確実です。ただ具体的なことは未詳です。聖覚は何らかの事情によって手に入れた莊園群を慈円の寺坊に寄進したの

です。慈円の権威と実力によって、この莊園群の支配を確実にしようという目的です。⁹⁾

『門葉記』は青蓮院門跡の歴代の記録を集成したもので、南北朝時代に成立している。上の『大正新脩大藏経』所収の文は江戸時代に写された冊子本を底本としたものである。¹⁰⁾

(3) 桜下門跡の実態と大懺法院について

『門葉記』の中に桜下門跡と青蓮院門跡との間に所領の寄進関係があったことがでていいる。天台宗門跡は宮家(慈円(一一五五—一二二五))のように撰関家からも入る)院主の寺院であり、当時は妙法院、三千院、青蓮院、毘沙門堂、曼殊院の五寺院があった。原則として改廃はなく、存在が重いものであるがゆえに動静の記録は残るはずである。しかし、桜下門跡のみはこの部分でしか出典せず、実態は不明とされている。私は梨本門跡の誤りだと思う。現在の三千院が梨本門跡とよばれていた時があり(新纂浄土宗大辞典二〇一六年・梶井門跡の項・善裕昭執筆・本編二三九頁)、『明月記』(藤原定家の日記)寛喜元年(一二二九)四月十五日条に「聖(覚)法印(但馬)国務、貞(雲)法印祇園、隆承僧都梨本庄務」とある。ただし、かつこ内の文字はその前日十四日の条「聖覚但馬国務、貞雲祇園別当」による。十五日の「梨本庄務」について原文(冷泉家時雨亭叢書第五九卷)およびその翻刻文(冷泉家時雨亭叢書・別巻四(翻刻明月記三))をみると、「年来梨本庄務」となっている。隆承は聖覚の子(『尊卑分脈』第二篇)であり、かつ安居院流聖覚の継嗣(上杉文秀「日本天台系譜」『日本天台史』、破塵閣書房、一九三五年七月、付録)でもある。叡山座主が良快に交代した時(寛喜元年三月)、人事異動があったようである。十四日の条に隆承の記事がないのは、『明月記』の作者である藤原定家が参内した時人事異動を知らされ、隆承はすでにそれ以前から梨本(推定、桜下)庄務を聖覚に代わって務めており、十四日には新しい異動(聖覚・貞雲)のみがクローズアップされていたためであろう。私

はこの梨本であると思う。梨本門跡は所在地や名称もたびたび変わった。後世『門葉記』編集の段階で桜下という誤った文字に変わったのではないかと思う。なお、この桜下門跡領に関する『門葉記』の記述は青蓮院の道場である大懺法院の運営（聖覚などはその供僧）に関連して論ぜられており、もし桜下門跡領が青蓮院に寄進されれば、大懺法院も経済的に潤うことになるろう。

さて、慈円は、桜下門跡領の管理に問題があり、たとえば国友庄からの年貢がいまだに未納のため同門跡寺院でおこなわれている写経が滞り、懺法の趣旨が損なわれることなどの理由からか、配下の聖覚をまず同門跡領の莊務職に登用し、その後と同門跡寺院がもつ本所の地位を桜下から青蓮院に切替え（桜下門跡は第二順位）ることを後鳥羽院に上申し、裁可を得たとなっている。大懺法院は「為国主御願」、すなわち後鳥羽上皇に国土の安穩を発願していただくために建立されたものであり、読経・護摩・写経などの勤行等の運営は「大懺法院条々起請事」に定められている。しかし、勤行四の「懺法院十五尊釋」には「抑當世僧侶稱專修念佛之行者、云々」とあり、このところについて善裕昭氏は「怨靈も専修念仏も国家や人民の不安要因にはかならず、云々。」¹¹と述べている。当時は建永の法難のさ中にあり、大懺法院の活動にも念仏者対策が含まれていたことを感じとることができる。

（4） 聖覚箱根管領職の内容と隆承への交代時期

慈円は護持僧として仕えている後鳥羽院の裁可を得た後、まず桜下門跡所領群の運営についての統括庄務ともいべき管領職を聖覚に掌らしめた。すなわち、一つの莊園には領主が任命する莊官（地頭職）がおり、年貢の徴収や莊内の治安を掌っていた。桜下門跡のように多くの莊園が寄進されてくる領家では、各莊園の莊官を統べる庄務職が必要になる。今井雅晴氏は上の解説で桜下門跡領が聖覚自身のものであり、それを青蓮院に

寄進して安堵を得たとしているが、聖覚の所領の内容は現在明かではない。このところを平雅行氏は「彼（聖覚）の所領を確定するのは困難だが、近江の国穴生・国友庄や松崎の甘露寺・伊豆山・箱根山・伊勢大寺などの末寺莊園を擁する桜下門跡領を入手していた他、近江国質侶庄楊郷領家職を領有したことが確認できる。」¹²⁾と『門葉記』などからとり、今井雅晴氏と情報を共有している。しかし、たとえば当時の箱根山における所領が聖覚に寄進されていたなどの所有関係を示す史料も残っていない、むしろ叡山の役僧が箱根権現の別当として代々派遣された兼ね合いで、同社の所領が叡山（桜下門跡）に寄進され、それがさらに慈円の時青蓮院に寄進されたと考えるべきだと思う。なお、但馬国務について、平雅行氏は「延暦寺の造営料国たる但馬国司」（『日本中世の社会と仏教』三四四頁）としている。聖覚は僧職であるが、国司の権限を与えられていたようである。いずれにせよ、この場合の「国務」とは延暦寺領である但馬国（莊園群）の管理・領掌の職務であり、桜下門跡領の領掌も同じように莊務すなわち管理・運営職であって、聖覚に所有権があつてのことではないと考えられる。

また、この「箱根誘導説」は箱根管領であつた聖覚が親鸞の兄弟子であることなど親密な関係にあつたことをも根拠として導入された発想でもある。

聖覚については法然門下のほか天台僧としての別の立場もあるわけだが、親鸞とは特に親しかったということはいえると思う。たとえば、親鸞は聖覚を「よき人」とよび、帰洛後『唯信鈔』を関東の門弟たちに読むことを勧めた。また、自らもそれを何回となく書写した。そのように親密であるならば、今般の箱根という困難な路程¹⁴⁾を親鸞がめげずに選択した可能性はあると思う。しかし、聖覚にしてみればいくら自己の領分である地域だからといって、この険阻な脇街道への誘導にはためらいがあつたはずである。

また、この誘導説では聖覚が箱根管領の職務から箱根社に対して顔が利いたという想定になっているが、私

は前項(3)で「『明月記』寛喜元年四月十五日条に「聖(覚)法印(但馬)国務、真法印祇園、隆承僧都梨本庄務」とある。隆承は安居院流聖覚の継嗣・子息である。叡山座主が良快に交代した時、人事異動があったようである」と述べた。その点隆承は法印大僧都大納言であり(『尊卑分脈』第二篇)、聖覚と同格である。門跡領の庄務を担当する資格は十分にある。聖覚が桜下(推定、梨本)門跡領の庄務から但馬国領の庄(国)務に異動(入れ代りではなく、何年前かに隆承に引継ぎ)があったであろう背景は定かではないが、承久の変で二所山と縁が深い幕府と聖覚の間に確執ができたことは知られている。それを機会に子の隆承に引き継いだと私はみている。いずれにせよ、親鸞が帰洛する頃(貞永元年(一一三二)付近)にはすでに聖覚は箱根領掌をしていなかったと考えられるので、顔の利き方も従来にくらべて微妙に修正されていた可能性があるのではないだろうか。すなわち、当誘導説をもって親鸞箱根通過ないし権現社立寄りを語るのは、論拠が少々弱いとみる。

ただ、安居院流の唱道は聖覚の頃から関東に進出している。隆承は聖覚の地盤を引継ぎ、『神道集』にあるような関東を中心とした寺社等から唱道に資する情報を収集し、またそれを基に現地の唱道師たちとともに活動を展開していたと考えられる⁽¹⁹⁾。その中で箱根の地は東海道・甲州道が交差する要所であり、安居院は唱道情報とともに東国全域における念仏者の動向に関する情報をも収集できる環境にあった。私は安居院の東国活動と桜下庄務職拜命、それと大懺法院は有機的に結びついていたとみている。「箱根靈告」の段の記述に対しては脚色の印象を免れないが、「五畿七道専修停廢宣旨(鎌倉遺文)三六三八」がでている中、安居院ないし叡山が箱根社や走湯山に対しては念仏者でも歓待させてしまうほどの力をもっていった、もしくは念仏者である親鸞の帰洛に聖覚と隆承が関与し箱根路に誘導したと、そこから読みとれる節もあると思う。

次に、「箱根靈告」の段についての、他二本の論文をみていく。

二 「箱根靈告」の段に対する余説

(1) 箱根祭神説

「箱根靈告」の段の記述に信憑性の面で疑問を呈するものの一つとして三本昌之氏による論文がある。氏は、覚如が『親鸞伝絵』に「箱根靈告」の段を入れたのは箱根山の祭神の本地が勢至菩薩だからであるとしている。以下、みていく。

聖人が箱根神社に立ち寄ったという伝承は「伝絵」以外の史料には見えない。そもそも本となる伝承があったのか、また覚如上人の創作なのかはわからない。(中略)、道中には鶴岡八幡神社や三島大社、尾張の熱田神宮、近江の多賀大社など有名な神社がある。しかし、それらの神社ではなくて、箱根神社でなければならなかったのであろうか。また、箱根権現は、なぜ聖人を「尊敬を致すべき客人」と夢告したのか。覚如上人が「伝絵」に「箱根示現」の段を入れた理由を、その祭神にあると考える。箱根神社の祭神は、ニニギノ尊、コノハナサクヤヒメノ尊の夫婦神と、子のヒコホデノ尊の三柱である。そして、ヒコホデノ尊の本地は勢至菩薩とされている。『仏説無量寿経』に、「住立空中」の阿弥陀三尊が現じたように、勢至菩薩は観音菩薩とともに阿弥陀如来に脇侍としてつかえている。ここに、箱根権現でなければならぬ必然性があった。それこそ本地垂迹思想で説明できるのである。(中略)。「箱根示現」の段を設けることによって、勢至菩薩(法然上人)が弥陀如来(親鸞聖人)を尊敬するかたちとなって解決するのである。¹⁷⁾

として、『親鸞伝絵』の信憑性にも言及している。

すなわち、氏は靈告の段を覚如の創作とみた前提で、その創作の動機を、箱根祭神の一つである彦火々出見尊の本地が阿弥陀如来の脇侍である勢至菩薩であることに見出している。勢至菩薩については確かに『親鸞伝絵』(上本三三)では「大師聖人(源空)すなわち勢至の化身、(聖徳)太子また観音の垂迹なり、このゆへにわれ二菩薩の引導に順して如来の本願をひろむるにあり」とし、『恵信尼消息』(第三通)では、法然上人が勢至菩薩の化身、親鸞が観音菩薩の化身であるという夢を恵信尼がみた記述にもなっている。氏が研究した箱根祭神がヒコホホデノ尊であり、同尊の本地が勢至菩薩であれば、親鸞はそれとの兼ねあいで箱根路を来た可能性はあると思う。以下、検討してみる。

箱根祭神については「諸神本懐集」(存覚著)にも、「大箱根ハ三所権現ナリ。法躰ハ三世覚母ノ文殊師利、俗躰ハ当来道師ノ弥勒慈尊、女躰ハ施无畏者観音菩薩垂ナリ。三嶋ノ大明神ハ十二願王医王善逝ナリ。」¹⁸⁾とあり、現社々務所でも「御本地は弥勒・正観音・文殊菩薩であり、御垂迹の御躰が瓊々杵尊・木花咲哉姫・彦火々出見尊の三神にましますと申伝へて参りました。」¹⁹⁾と説明している。

氏の考察には一応の整合性があるが、問題を残す故私見を述べる。

覚如が親鸞を箱根に誘導した根拠を三本昌之氏は「ホホデノ尊の本地である勢至菩薩」に求めているが、足柄路(今のJ R御殿場線沿いの道)にも阿弥陀三尊関連にまつわる伝承はある。富士山本宮浅間神社は駿河国一の宮として木花之佐久夜毘売命や瓊々杵尊などを祭神とし、富士宮はもとより小山・御殿場・裾野方面には同祭神を勧請した多くの浅間神社が存在する。大宮口の村山浅間神社では彦火火出見命も祭り、後世の史料ではあるが、「富士山縁起状」には「大宮、是^レ大慈大悲ノ観世音、為^レ施^二サンカ^一大乘大智和光大悲広大無辺ノ理」²⁰⁾、²¹⁾「^二最尊最上ノ大義」^ヲ、^二号^三ス大宮」^ト。」²²⁾と、大宮の地すなわち富士山麓には観音菩薩が慈悲を施すために本地

垂迹しているとしている。また、『曾我物語』には「中^ニモ富^ニ土浅間の大菩薩は、本地在^ニマセは千手観音^一」²¹、六
 「^セ観音の中^ニには官^ニツカサトリ下^ニ地獄の道^一を仏ナレは、我等^{マテ}モ結縁の衆生ナレは何^{ナト}カ不^レサラン救^ニスクイ下^ニ一百三十六の地獄の
 苦患^一」²²を、²³とある。親鸞は聖徳太子の本地である観音菩薩を慕って箱根とは別方向の足柄路を通りす
 がりがてら、いずれかの浅間神社に立ち寄ってもよかつたのではないだろうか。さらに富士山を御神体とする
 富士山本宮浅間神社の本地を阿弥陀三尊とする説もある。「絹本著色富士参詣曼荼羅図」（富士山本宮浅間神社
 蔵・国重要文化財指定一七五七）では富士山頂に阿弥陀・薬師・大日の三体が描かれている。『神道事典』で
 はこれを根拠に富士山本宮浅間神社の本地を阿弥陀三尊もしくは阿弥陀・薬師・大日の三尊（？）としている。²⁴
 『諸神本懐集』には浅間神社の記載はないが、もし覚如らが当時これら関連の情報を入手していれば、親鸞
 を駿河国に誘導してもおかしくなかつたはずであろう。しかし、箱根に誘導した。

それに、三本昌之氏は勢至菩薩に根拠を求めているが、『諸神本懐集』での箱根本地は上記のように文殊師
 利・弥勒慈尊・観音薩埵である。撰社でも普賢菩薩・馬頭観音・大日如来（『神道集』巻第二・東洋文庫本）
 である。勢至菩薩はでてこない。ちなみに、箱根権現での彦火火出見尊の本地については、上の対応関係から
 いうと文殊菩薩となろう。熊野本宮大社および速玉大社での彦火火出見尊の本地は如意輪観音としている。²⁵
 よって、覚如が勢至菩薩を根拠に親鸞を箱根権現に誘導する記述をしたとは考えにくい。

（2） 覚明因縁説

「箱根靈告」の段は、箱根神社の近くを通りかかった親鸞を権現の指示に従って神職らが饗応したという話
 である。これについて沼田頼輔氏は箱根神社の神職が親鸞の弟子であった覚明であり、この師弟の再会をめぐ
 って「箱根靈告」の段が展開したものであると、肯定的に論じている。

この御傳抄に記された齡傾きた老翁とあるは、思ふにこの覚明であつたかもしれない。(中略)覚明と親鸞とは師弟の關係があつたのであるから、即ち尊敬を致すべき客人が思ひかけなく師弟相邂逅したので、この不思議の再開を喜んで、覚明が特に親鸞を待遇したのを、かく神秘的に記したものはあるまいか。⁽²⁶⁾すなわち、親鸞と覚明が師弟であることの因縁をもつて、この箱根路が語られているとする。

覚明(生没年不詳)という人物は箱根山第一九世別当行実の意向により『宮根山縁起并序』を記(建久二(一一九二)年七月二五日)⁽²⁷⁾した。なお、「宮根山縁起并序」の奥書には覚明ではなく信救となつてゐるが、『吾妻鏡』建久六年十月大十三日条などでは同一人物とした記載がある。覚明は同山住侶であつた。この覚明については沼田頼輔氏が同論文でとりあげている(三〇四頁)ように、『信濃奇區一覽』⁽²⁸⁾などの本願寺関連史料で覚明を西仏(信州康楽寺開山)⁽²⁹⁾としており、木曾義仲に仕え、後範宴(親鸞)の弟子ともなつてゐる。しかし、後に覚明が木曾殘党と知れたためか、幕府が箱根山に本人を禁足せしめた(『吾妻鏡』建久六年一〇月一三日条)にもかかわらず、その後比叡山に登り慈円の下範宴と同席するなど、範宴とあえて結びつける作者の意図も窺われ、元々覚明が親鸞の弟子であつたという記事も本願寺関連史料(宗門史料)以外にはないのである。石附敏幸氏も「覚明の法然・親鸞帰依、信州康楽寺創設は史実認定困難⁽³⁰⁾としてゐる。さらなる論及は今後の課題とする。

以上のように、覚明＝西仏説、また覚明が親鸞の弟子であつたという説については現在のところ事実認定困難であり、親鸞が覚明との関連で箱根に來たとは必ずしもいえないのである。

三 箱根路選択における箱根靈告段の意義

上の各氏による箱根靈告段に関する論述をもってしても、親鸞が箱根路を来た事実を論証することが困難であつたが、『親鸞伝絵』自体の信憑性はあると思う。たとえば六角堂夢告（康永本・一上本三）や越後から稲田への移動（三下本二）などは『恵信尼消息』にもあり、源空の真影図画・選択集書写（二上末五）・承元の法難（三下本一）なども『化身土文類』（後序）との連絡がとれ、臨終前後の記述（四下末六）も『親鸞聖人正明伝』などと一致している。『親鸞伝絵』の本文にも「彼記（真仏書写の夢想の記録）にはく」や「顕淨土方便化身土文類六云」などとあるように、覚如は宗祖の記録をもとにして『親鸞伝絵』を作成していったことがわかる。すなわち、『親鸞伝絵』は単なる説話ではなく、脚色しつつも史実との整合性を考慮した記述となつていると思う。そのように考えると、同じように援用できないにしても、箱根靈告段も脚色しつつも一定の信憑性があると考えたいのである。すなわち、親鸞は箱根社立寄りを含めて、この険阻な箱根路を何らかの事情において通過したと考えられる。

結 語

「箱根靈告」の段の意義を親鸞の箱根路選択の問題の中でみてきた。親鸞が箱根路を来、また権現にも立

寄った事実を同段から検証するのは容易ではなかったが、まったくできないことも述べた。また、本文の諸説をみる中で桜下門跡の実態や箱根管領職の内容と聖覚から隆承への交代時期についても新たに言及することができた。最後に、私は本文一節(4)項で「親鸞の帰洛に聖覚と隆承が関与し箱根路に誘導した」というような記述をしたが、これについては別の機会に論述したいと思う。

註

- (1) 『親鸞伝絵』の「箱根霊告」の段の記述を、康永(東本願寺藏)本(第四卷下卷末第四段)よって確認すると、以下のようにある。

「聖人、東関の堺を出て、花城の路におもむきましましけり。或日晚陰にをよむて箱根の險阻にかかりつつ、遥に行客の蹤を送て、漸人屋の枢にちかつくに、夜もすてに暁更におよむて、月もはや孤嶺にかたふきぬ。于時、聖人あゆみよりつつ、案内したまふに、まことに齡傾たる翁のうるはしく装束たるかいとこととく出会たてまつりていふ様、社廟ちかき所のならひ、巫どもの終夜あそひし侍るにおきなましましわりつるに、いまなんいささかより半持きる思ふほとに、夢にもあらず、うつにもあらず、権現被仰云、只今、われ尊敬をいたすへき客人、此路を過給ふへき事あり、かならず慇懃の忠節を抽て、殊に丁寧の饗応を儲へしと云々。示現いまた覚をほらさるに、貴僧忽爾として影向し給へり、何そたた人にましまさむ、神勅是炳焉也。感応最恭敬すといひて、尊重囑請したてまつりて、さまたまに飯食を粧ひ、色々に珍珠を調けり。」(石田充之編「本願寺聖人伝絵」『真宗史料集成』第一巻、同朋舎、一九七四年一〇月、五二七頁)とある。なお、康永本は康永二年(二三四三)二月二日完成。執筆者は寛如。画工(絵師)は円寂や宗舜であることが奥書にでている。
- (2) 今井雅晴『親鸞聖人と箱根権現』、自照社出版、二〇一五年一月、八二頁。
- (3) 前田壽雄『親鸞伝絵』箱根霊告をめぐる問題と親鸞の神祇観、「浄土真宗総合研究」(一一)、二〇一七年九月、四六頁。
- (4) 平松令三『聖典セミナー親鸞聖人絵伝』、本願寺出版社、一九九七年二月、二四四頁。
- (5) 今井雅晴『親鸞聖人と箱根権現』、自照社出版、二〇一五年一月、八九頁。
- (6) 太田壮一郎『初期本願寺と天台門跡寺院』『真宗教団の構造と地域社会』大阪真宗史研究会編、清文堂出版、二〇〇五年

八月、三三頁。

- (7) 前田壽雄『親鸞伝絵』箱根霊告をめぐる問題と親鸞の神祇観、『浄土真宗総合研究』(一一)、二〇一七年九月、四一頁。
- (8) 高楠順次郎編『門葉記』巻第九一『大正新脩大藏経』〈図像部一二〉、大藏出版、一九八九年二月、一一頁。
- (9) 今井雅晴『親鸞聖人と箱根権現』自照社出版、二〇一五年一月、五一―五三頁。
- (10) 『新纂浄土宗大辞典』、二〇一六年、門葉記の項・善裕昭執筆・本編一四五七頁。
- (11) 善裕昭『慈円の大懺法院創建と怨霊滅罪』『浄土宗学研究』三八、二〇一一年三月、二二七―二三八頁。
- (12) 『日本中世の社会と仏教』平雅行著、塙書房、一九九二年一月、三四四頁。
- (13) 『宮根山别当東福寺金剛王院累世』『箱根神社体系』上巻、箱根神社社務所編、一九三〇年一月、三九―四一頁。
- (14) 足柄路も険しいという話は『更級日記』(雲は足のしたにふまる)『新日本古典文学大系』二四、一九八九年・三七八頁)などでも確認できるが、箱根峠は足柄峠にくらべてさらに標高が高く、古来難所として知られてきた。人々は湘南から一直線に箱根山を越えて三島・沼津方面に抜けるのを避け、時間がかかる(約一・五倍の距離)がそこを迂回して足柄から御殿場・沼津方面にでたのである。『十六夜日記』にも「いと険しき山を下る。人の足もとどまりがたし」(『新編日本古典文学全集』四八、一九九四年・二八五頁)などがある。なお、当時の箱根越えのルートは『吾妻鏡』(文治四年(一一八八)正月二十日・建久二年(一一九二)二月四日条)などでもある程度確認できるが、鎌倉から小田原・湯本、そして湯坂山・浅間山・鷹巣山の尾根筋をたどって二子山の西麓を回り、芦ノ湖畔から箱根峠に登り、海ノ平の稜線に出て元山中から三島・沼津、と次第した(『東海道箱根峠への道』中部建設協会静岡支所編、二〇〇二年三月、四七頁)と考えられている。江戸時代の道とは異なる。
- (15) 小山町編『小山町史』第六巻通史編、一九九六年三月、三七八―三八二頁。
- (16) 『神道集』(東洋文庫九四)貴志正造著、平凡社、一九八二年九月、三〇四―三〇八頁。
- (17) 三本昌之『伝絵』中の親鸞聖人「箱根示現の意味」『ともしび』二〇〇九年九月号、真宗大谷派教学研究、一〇頁。
- (18) 大隅和雄校注『諸神本懐集』『中世神道論』(日本思想体系一九)、岩波書店、一九八二年四月、一八九頁。
- (19) 箱根神社々務所編『箱根神社大系』上巻、名著出版、一九八〇年一月、二頁。
- (20) 浅間神社社務所編『浅間文書纂』、名著刊行会、一九七三年一月、一頁。
- (21) 中村高平『駿河志料』(二)、歴史図書社、一九六九年四月、四一四頁。

- (22) 神道大系編纂会編「富士山縁起状」『神道大系』神社編一六、一九八〇年三月、二九頁。
- (23) 角川源義編『妙本寺本曾我物語』〈巻第七〉角川書店、一九六九年三月、一四〇頁。
- (24) 国学院大学日本文化研究所編『神道事典』〈佐藤真人作表〉、一九九四年七月、四〇六頁。
- (25) 谷川健一編『日本の神々』―神社と聖地―一六、〈二河良英執筆〉白水社、二〇〇〇年七月、四〇七・四一六頁。
- (26) 沼田頼輔「箱根神社と萬卷上人の彫像」『考古學雜誌』(一八巻六号)、一九二八年六月、三〇七頁。
- (27) 「宮根山縁起并序」箱根神社々務所編『箱根神社大系』上巻、一九三〇年十一月、一六一―一七頁。
- (28) 長野県上伊郡教育会編『露原拾葉』下巻、名著出版、一九七五年、四六三頁。
- (29) 『信濃奇區一覽』には西仏が康楽寺開基であるとの記述はないが、『天谷本願寺通紀』(玄智著)〈『真宗史料集成』第八巻)などの関連史料には記述されている。
- (30) 石附敏幸「覚明」『木曾義仲のすべて』鈴木彰他編、新人物往来社、二〇〇八年十二月、一九五頁。

(武蔵野大学大学院博士後期課程)